

病院長 各位

臨床系医学講座・研究室 運営責任者 各位

医学部長 盛田 俊介

医師の労働時間管理のためお願い（出退勤打刻の徹底・労働実態調査の実施）

令和6年4月に施行される医師の働き方改革に向けて、医師の労働時間管理を厳格に行うことが必要となります。つきましては、以下をご確認のうえ、各所属にてご周知くださいますようお願い致します。

1. 出退勤打刻の徹底について

医学部教員及び医師の勤怠につきましては、教授会等の会議で1日2回（出勤・退勤）の打刻をお願いしておりますが、打刻率の改善が認められていません。令和6年4月から施行される医師の働き方改革に向け、労働時間管理を厳格に行う必要があります。改めて各所属にて、出退勤打刻の徹底についてご周知ください。

尚、運営責任者におかれましては、自ら所属員の勤怠管理を行うことが義務付けられており、不適切な勤怠管理は運営責任者も就業規則違反に問われます（代行入力は不可）。

2. 労働実態調査の実施について

医師の働き方改革に向けて、医師の労働時間の把握が求められております。教員及び医師の労働時間は、学事規約・「東邦大学医学部における教員及び医師の勤務時間に関する申し合わせ事項」にて規定されております。その規定時間以外（宿日直は除く）の実態を把握するため、Web 勤怠システムから回答願います。各所属にてご周知くださいますようお願い致します。

回答方法：Web 勤怠システムから、調査の回答を行う。

対象者：医療センター3病院に勤務する医師全員

備考：①本調査にあたり、本学における労働時間・時間外労働の定義を添付の通り通知します。

※定義は調査回答画面でも参照することができます。

労働時間に該当するもの・該当しないものの区別については、必ずご確認ください。

②調査への回答方法は調査回答マニュアルをご参照ください。

③令和5年3月1日～3月31日の期間における時間外労働時間数は、

医療センター3病院が受審する医療機関勤務環境評価センターの受審の基礎資料として使用させていただきます。4月上旬に3月分のデータを抽出する予定ですので、遅延なく回答くださいますようご協力をお願い致します。

添付資料：

- ・東邦大学における臨床医の労働時間及び時間外労働の定義
- ・Web 勤怠システム 調査回答マニュアル
- ・学事規約「東邦大学医学部における教員及び医師の勤務時間に関する申し合わせ事項」

問い合わせ先：大森学事部学事支援課総務 早川・鈴木・眞尾 webkintai@jim.toho-u.ac.jp